

## 1 調査審議の手法について（案）

### （1）調査審議事項について

令和6年12月議会で設置された「公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会」の調査事項について、以下の3点について調査審議を行うこととする。

- ①大刀洗マルシェ「かてて」（旧さくら市場）の経理事務の妥当性について
- ②百条委員会の調査権の濫用と人権侵害の有無について
- ③職員が旅費請求にあたり宿泊証明書を自作した件の処分について

### （2）調査審議の方法等について

調査審議事項①については、税理士が主に担当し、②及び③については、弁護士が主に担当することとする。

具体的な調査審議は、第三者委員会で行うこととし、同委員会は、令和7年12月下旬を目途に調査審議結果を取りまとめ、報告書を提出することとする。

## 2 調査審議の計画（スケジュール）について（案）

令和7年9月～12月	調査審議期間（関係者ヒアリング等の実施）
	必要に応じて委員会開催
令和7年12月下旬	調査報告書提出